

議案第130号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例案

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年大阪市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第10条の3の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第10条の4 法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

配偶者同行休業をしている職員に給与を支給しないこととするため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 (抄)

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第10条の3 省 略

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第10条の4 法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。